

◎新潟県選挙管理委員会告示第84号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和5年7月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

1 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
葛塚コミュニティセンター	新潟市北区葛塚3197番地 (旧新潟市北区東栄町1丁目1番18号)	多目的ホールA及びB	117.72	令和4年9月1日
		研修室A・B・C	179.69	
		研修室D	57.92	
		会議室	29.25	
		和室	41.60	
		(旧多目的ホール、研修室A及びB、教養文化室、談話室)	(旧167.00、128.40、70.00、21.00)	

2 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
曾野木保育園	新潟市江南区曾野木1丁目4番7号	遊戯室	120.07	令和4年9月1日
第二曾野木保育園	新潟市江南区曾野木2丁目18番7号	遊戯室	150.00	令和4年9月1日